

鳥取県告示第 339 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、鳥取県立博物館の特別展示に係る前売入館料の収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 5 月 2 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

株式会社戸信

鳥取大学生生活協同組合

財団法人鳥取県文化振興財団

財団法人とっとりコンベンションビューロー

2 委託年月日

平成 20 年 4 月 1 日